

第 385 回三木市議会定例会追加提出議案の概要

第 385 回三木市議会（令和 7 年 2 月 21 日開会）に追加で提出を予定している議案 1 件（条例関係 1 件）及び議案撤回 1 件（事件撤回請求書）の概要は、次のとおりです。

1 条例関係

(1) **第30号議案** 三木市税条例及び三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について（**税務課、市民課**）

ア 制定理由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）」の施行に伴い、三木市税条例及び三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

法改正に伴い項ずれが生じることから、所要の改正を行う。

ウ 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

2 議案撤回

(1) **第 27 号議案** 財産の取得についての事件撤回請求について（**教育振興部**）

ア 撤回理由

学習指導用タブレット端末の取得について、議会の議決を求める予定であったが、仮契約の締結ができていなかったため議案の撤回を請求する。

イ 今後の対応

3 月議会中に必要な手続きを行い、仮契約を行ったのち、再度議案の上程をする予定である。

第 385 回三木市議会定例会追加提出議案の概要

第 385 回三木市議会定例会（令和 7 年 2 月 21 日開会）に追加で提出を予定している議案 2 件（補正予算関係 1 件、財産の取得関係 1 件）の概要は、次のとおりです。

1 第 31 号議案 令和 6 年度三木市一般会計補正予算（第 8 号）

2 第 32 号議案 財産の取得について（教育振興部）

学習指導用タブレット端末及び付属品の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるもの。

令和6年度3月補正予算（案）（追加分）の概要

市が官民連携により進めている団地再生事業を応援するため、複数の企業から多くの企業版ふるさと納税が市に寄せられたことから、いただいた寄附金を青山7丁目団地再耕プロジェクト事業等に有効に活用するための補正予算を編成しました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会計名(補正号数)	補正前の額	補正額	計
一般会計(第8号)	41,011,214	537,100	41,548,314

2 補正予算（案）の主な内容

【一般会計（第8号）】

(1) 団地再生事業を応援するための寄附金の活用 537,100千円

[総合政策部 縁結び課、総務部 財政課]

企業版ふるさと納税制度により、団地再生事業を応援する複数の事業者から合計で10億円を超える寄附をいただいたことから、青山7丁目の交流拠点施設の整備の財源として活用するとともに、今後の運営や団地再生事業に活用するため、こころのふるさと三木応援基金に積立てます。

(単位：千円)

区分	内 容	補正額
歳入	団地再生事業を応援するための寄附金	1,010,000
	交流エリア整備事業債の減額	△472,900
歳出	こころのふるさと三木応援基金積立金の増額	537,100